

中国における環境刑法の現在と将来

何 群⁽¹⁾ = 山 本 雅 昭⁽²⁾

はじめに

- 一 中国における環境犯罪の現状
 - 1 環境犯罪件数の増加
 - 2 刑罰による予防の非効率性
- 二 中国における環境犯罪対策の課題
 - 1 人民の弱い環境保護意識
 - 2 立法の不明確性
 - 3 懲役の寛刑化
 - 4 不十分な罰金
- 三 中国における環境犯罪対策の今後
 - 1 人民の環境保護意識の向上
 - 2 環境保護における刑法の役割強化
 - 3 適正な処罰を志向した環境犯罪立法
 - 4 効果的な刑罰制度の整備
- 四 おわりに

本稿は、国家社会科学青少年プロジェクト「汚染環境罪の刑罰配置及其優化研究」(16CFX028)、2017年福建省教育庁高校杰出青年科研人才プロジェクト「汚染環境罪の刑罰配置研究」及び博士学位取得後資金援助プロジェクト「論我国刑罰配置的科学化：以汚染環境罪為切入点」(2017M610782)の段階的な成果である。

- (1) 何群、北京師範大学刑事法律科学研究院博士学位取得後研究、福州大学法学院副教授、法学博士。
- (2) 山本雅昭、近畿大学法科大学院教授、博士(法学・東北大学)。何群副教授と共同で環境刑法の比較法的研究を重ねてきたなかで、中国の環境刑法の現状と課題について我が国に紹介することが有益と思われたので、何群副教授中心にまとめた本稿を上梓し、諸賢の批判を仰ぐこととした。なお、本稿のなるに当たり、余振華・中央大学日本比較法研究所客員教授・明治大学法学博士から賜ったご助力は計り知れない。余振華教授にはこの場を借りて深謝の意を表する次第である。

はじめに

環境破壊の深刻化と変化に対応するため、中国刑法の環境犯罪規定は不断の改正を重ねてきた。現在、刑法第6章「妨害社会管理秩序罪」第6節「破壊環境資源保護罪」下の9箇条に15個の犯罪類型が設けられているが、大別すると、汚染型環境犯罪と資源破壊型環境犯罪の2種からなる。前者に含まれるのは、環境汚染罪(338条)^③、輸入固形廃棄物不法処分罪(339条1項)と固形廃棄物不法輸入罪(同条2項)であるが、このうち、環境汚染罪は、2011年2月25日、「中華人民共和国刑法改正(八)」により旧「重大環境汚染事故罪」が改正されたもので、環境犯罪規制の中核に位置する犯罪類型である。

近年、環境犯罪の理論的・実務的諸問題に関する論議が再び活発となるなか、2013年6月と2016年11月の二度にわたり、最高人民法院・最高人民検察院から「環境汚染刑事事件に対する法律の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院・最高人民検察院の解釈」が公表されるなど、刑事司法機関の対応も急である。そこで、本稿では、中国における環境犯罪の現状とその問題点、あるべき環境犯罪対策について、理論・実務の両面にわたり俯瞰することとしたい。

③ 中国刑法338条は、「国家の規定に違反し、放射性廃棄物、感染症病原体を含む廃棄物、毒性物質その他の有害物質を排出し、投棄し、又は処分した者は、著しく環境を汚染した場合、3年以下の懲役若しくは刑事拘留若しくは罰金に処し、又はこれを併科する。その結果が特に重大である場合、3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を併科する。」と定める。

一 中国における環境犯罪の現状

環境が人間生活の基本であり、人類の生存にとって重要であることは自明である。しかし、環境破壊の深刻化はとどまるところを知らず、人類の生存は危機に瀕している。そこで、確固たる信念の下、環境を効果的に保護するための様々な実践的措置が講じられてきたところ、現在では、生態系を保護する文明の建設が、良好な社会環境構築の前提をなすとの認識の下、中国発展の基本戦略と位置付けられるようになってきている⁽⁴⁾。これに関連して、近年だけをとりても、環境犯罪に関する専門法廷の整備（最高人民法院による「環境資源審判庭」の設置（2014年6月）など）、環境犯罪裁判に関する証拠調べ等の効果的な運用、迅速な環境犯罪裁判手続による抑止力の強化、環境犯罪裁判固有の手続理論の急速な発展、環境犯罪裁判への専門スタッフの配置など、環境犯罪対策に有効な裁判制度の構築が図られてきた。最高人民法院が典型的な環境汚染犯罪81事例を公表したのも、環境犯罪裁判の類型化に貢献するものである⁽⁵⁾。しかし、環境犯罪の司法判断には依然、困難や問題があるのも事実であり、その克服に向けて、裁判所は、環境犯罪が一般の犯罪とは異なる特徴を有することを再確認し、環境犯罪事件への適切な対応に習熟する必要があるとの指摘⁽⁶⁾は傾聴に値する。

中国の環境犯罪規制は一面で、司法実務レベルにおいても着実に進展し

(4) 趙秉志主編『環境犯罪及其立法完善研究—從比較法的視角』（北京師範大学出版社，2011年）前言1頁。

(5) 中華人民共和國最高人民法院『中国環境資源審判（2016-2017）』（2017年7月公表）参照。

(6) 呂忠梅・張忠民「環境司法専門化與環境案件類型化的現状」中国応用法学第6期（2017年）87頁。

つつあること前記のとおりであるが、理想的な環境保護実現にはまだ道半ばの感があり、「環境犯罪は年々増加しているが、刑罰による予防効果は十分でない」という状況を前に悪戦苦闘しているところである。

1 環境犯罪件数の増加

環境犯罪について刑事立法は、法定刑の引上げとともに新たな犯罪類型の設置によって対応を図ってきたが、その一方で、司法実務が抱える問題も少なくない。とくに環境汚染犯罪では、証拠となり得る物質の収集と収集された物質の成分分析に費用が嵩み、また、収集された証拠に基づく立証には高度の技術を必要とするところ、捜査・訴追当局や証拠となる物質の分析を担当する専門部門の活動が消極的であるのとあいまって、犯罪事実の立証は容易でない⁽⁷⁾。

それにもかかわらず、近年、環境犯罪の処罰は増加傾向にある。2014年1月から2016年6月までの間、全国の各級人民法院は、環境犯罪に関する第一審刑事事件として39594件を受理し、37216件について結審し、また、47087人に有罪判決を言い渡した⁽⁸⁾。また、2016年1月から2017年6月までの間には、環境犯罪に関する第一審刑事事件として16373件を受理し、13895件について結審し、また、27384人に有罪判決を言い渡したが、このうち、環境汚染罪での受理は1687件、結審は1293件、有罪判決を受けた被告人は3054人であった。環境汚染罪以外では、野生動物違法狩猟罪（341条2項）、違法鉱物採掘罪（343条1項）、植物資源犯罪（344条、345条）、農業用地

(7) 中国の刑事司法機関への照会に対する回答に基づく。以下、著者によるフィールドワークや統計資料の横断的分析の結果については、その都度、典拠を示さない。

(8) 中華人民共和国最高人民法院『中国環境資源審判（2014-2016）』（2016年8月公表）参照。

不法占拠罪（342条）等に係る事件が立件されている⁽⁹⁾。とくに福建省では、2017年6月から2018年5月までの間に、福建全省の人民法院で環境犯罪事件1238件について結審したが、このうち、環境汚染罪に係るものは165件、違法鉱物採掘罪のそれは130件、植物資源犯罪のそれは529件であった⁽¹⁰⁾。

2 刑罰による予防の非効率性

環境犯罪はその捜査・訴追上の障害のため、検挙件数が数年間連続して比較的少ない時期もあったが⁽¹¹⁾、この領域における刑事司法改革の進展に伴い、処理件数は現在、増加に転じている。

しかし、環境犯罪に対する刑罰の抑止効果は小さく、再犯率は比較的高い。環境犯罪該当行為の危険性に対する認識不足から、自己の行為が犯罪を構成することすら自覚しない者が少なくないほか、環境犯罪には、処罰される可能性が低く、深刻な環境破壊をもたらす一方で犯罪者が多大の収益を得るという特徴が共通にみられることから、「麻薬密売の収益・売春のコスト」⁽¹²⁾ 同然と言われる。環境汚染罪の法定刑が軽きに失しているのはもとより、根本的な問題として、中国では依然として環境保護の意識が希薄であり、それが法実務の各側面に反映して、環境犯罪処罰の抑止効果を弱めているものと思われる。

(9) 中華人民共和国最高人民法院『中国環境資源審判（2016-2017）』（2017年7月公表）参照。

(10) 福建省高級人民法院『福建法院生態司法保護狀況』（2018年5月）参照。

(11) 焦豔鵬「中国環境汚染刑事判決欠如の成因與反思-基於相關資料的統計分析」法学第6期（2013年）74頁。

(12) 麻薬取引の収益は非常に大きく、また、売春行為に科されるのは行政罰だけで、刑罰が科されないのになぞらえて、環境犯罪の収益が非常に大きく、コストが非常に小さいことを皮肉ったもの。

二 中国における環境犯罪対策の課題

中国刑法第6章第6節「破壊環境資源保護罪」に規定されるのは、①環境汚染犯罪（環境汚染罪（338条），輸入固形廃棄物不法処分罪（339条1項），固形廃棄物不正輸入罪（同条2項）），②動物資源犯罪（水産物違法漁獵罪（340条），国家重点保護希少動物・絶滅危懼野生動物違法捕獲・殺害罪（341条1項前段），国家重点保護希少動物・絶滅危懼野生動物及びその製品の違法購入・運搬・販売罪（同条同項後段），野生動物違法狩獵罪（同条2項）），③植物資源犯罪（希少植物違法伐採・破壊罪（344条），林木盜採罪（345条1項），林木濫採罪（同条2項），盜採・濫採林木違法取得罪（同条3項）），④鉱産資源犯罪（違法鉱物採掘罪（343条1項），破壊性採掘罪（同条2項）），⑤土地資源犯罪（耕地不法占拠罪（342条），農業用地不法占拠罪（同条））の各罪である。このとおり，中国刑法は環境犯罪として，現実に発生するであろう環境破壊事例を網羅するよう，15個もの犯罪類型を設けるに至ったが，中国の環境犯罪対策にはなお，解決を要する課題があるのを指摘することができる。以下，順次，検討を加えたい。

1 人民の弱い環境保護意識

生態系の保護は，全人民のコンセンサスに支えられていることから，刑事司法にもまた，生態系を保護する文明の建設に寄与することが期待される¹³³。全人民の環境問題に対する関心は高く，環境保護のための「革命運動」が形成されている。これを法的視点で捉えると，環境への権利は，全人民が有する憲法上の権利であるということとなる。2018年3月，中国憲

¹³³ 李明蓉「生態司法中的社会服務機制探索-以福建省相關司法實踐為視角」海峽法學第19卷第2期（2017年）103頁。

法が改正され、「新発展理念」及び生態系を保護する文明建設に関する理念が序言（前文）に導入された。これに先立ち2017年3月には、「民法総則」が改正され、民事主体は民事活動の際、「グリーン原則」の適用を受けることとなった⁽⁴⁾。しかし、環境権の性質については学界内に争いがあり、また、憲法上の不可訴追性⁽⁵⁾のため、環境権が憲法上の権利として実質的に保障されているといえるかは極めて疑わしい。そして、こうした事態の根源は、環境を保護すべきであるという人民の意識が実はまだ、十分に強固なものとなっていないことに求められるであろう。

環境保護の意識が強い行政機関や地域にあっても、地域の利益と人民全体の利益、経済的利益と環境保護との間に葛藤が生じた場合、人民全体の利益ないし環境保護に優先的な配慮をした選択がとられるとは限らない。地方政府による、地域の生態系保護のための法的ガバナンスの過程において、法制度の前提となる「理念」とこれに基づく法制度、さらにその運用が、地域の閉鎖的な利害に縛られ硬直化すれば、生態系を保護する文明の建設に好ましからぬ影響を及ぼしかねない。こうした悪弊を取り除くには、人民の利益を優先する法思想に基づき生態系保護の法体系を構築・運用することが求められる⁽⁶⁾。

2 立法の不明確性

立法は司法の基礎であり、法的正義を実現する必要条件でもある。中国で環境に対する民事上の不法行為は、「環境保護法」により、「侵権責任法」

(4) 新設された民法総則9条は、民事主体は民事活動を行うに際して、資源の節約と生態環境の保護に資すべきことを定める。これはグリーン原則と呼ばれ、民法の基本原則の一となっている。

(5) 憲法違反審査制度を具体的に定める法律が存在しないからである。

(6) 劉小冰・紀瀟雅「生態法律治理中的地方偏好及其法律規制」南京社会科学第7期（2016年）83-90頁。

第8章にいう「環境汚染責任」を構成する。しかし、司法実務において、「侵権責任法」は、環境に対するあらゆる類型の不法行為を包摂すると解されているわけではない⁽⁷⁾。「侵権責任法」は、民事上の利益侵害行為を対象とするものであって、環境権侵害行為に対する責任が「侵権責任法」により基礎づけられるかは明らかでない。一方、環境犯罪規制にとって肝要なのは、体系的観点から刑罰を合理的に設定するという視点と、実際に刑法を適用して合理的に刑罰を科するという視点とを調和させ、刑法の厳罰化傾向に歯止めをかけつつ、新たな状況に適応するよう、新たに法益を設けこれを保護するための刑罰法規を積極的に立法化することである。その趣旨は、適用範囲の明確な法規を定立することにある⁽⁸⁾。

この点、「中華人民共和国刑法改正（八）」は、旧「重大環境汚染事故罪」を「環境汚染罪」へと改め、構成要件を、「重大な環境汚染事故を引き起こし、よって公的・私的財産の重大な損失又は人を傷害し若しくは死亡させる重大な結果をもたらす」から「環境に深刻な汚染をもたらす」へと変更したが、これに伴い「主観的要件は故意と過失のいずれか、それとも、故意犯のほか過失犯も処罰するのか?」、「結果犯と挙動犯のいずれか?」、「侵害犯と危険犯のいずれか?」、「危険犯ならば、具体的危険犯と抽象的危険犯のいずれか?」など、新たな問題が提起されその解決が模索されている⁽⁹⁾。

環境汚染犯罪について諸外国・地域の立法例をみると、台湾などでは、大気汚染犯罪、水質汚染犯罪、土壌汚染犯罪、固形廃棄物汚染犯罪などが主な類型となっているが、ロシアなどでは、騒音犯罪や海洋汚染犯罪といった類型も設けられている。また、ロシアなどでは、複数の環境汚染犯

(7) 呂忠梅・張忠民・前掲註(5)105頁。

(8) 何群・儲槐植「論中国刑罰配置の優化」政法論叢第3期（2018年）130頁。

(9) 張志綱「擺蕩於激進與保守之間：論擴張中的污染環境罪的困境及其出路」政治與法律第8期（2016年）79頁。

罪をそれぞれ独立の条文に規定する独立モデルを採用するのに対して、中国を含め、関連する複数の犯罪を一の条項にまとめて規定する混合モデルを採用する立法例もある²⁰⁾。ただ、中国の環境汚染犯罪は、環境汚染罪、輸入固形廃棄物不法処分罪と固形廃棄物不正輸入罪の3類型だけである。しかし、環境には大気、水域、土壌、静穏など多くの側面があり、また、侵害行為の態様も多様であり得るから、僅か3個の犯罪類型では、環境負荷の高い行為をすべて捕捉するのは困難であり、逆に、これだけであらゆる環境汚染行為に対応しようとするれば、規制対象行為が不明確とならざるを得ない。侵害客体ごとに、しかも規制対象行為を具体化した犯罪構成要件とするのが望ましい。

3 懲役の寛刑化

中国では、環境汚染犯罪の処理件数が増加する一方で、宣告刑は全般的に軽く量定される傾向にある。環境汚染犯罪で懲役を言い渡された被告人の85%以上で刑期が3年以下にとどまっている。修復的司法の理念に基づき、被告人の犯行後の情況、とくに環境侵害の修復費用を積極的に支弁したことが量刑上、有利な情状として考慮されてることがあるとしても、寛刑化の直接的原因は、環境汚染犯罪では犯罪事実の証明が難しいことにある。汚染の程度、とりわけ著しい汚染を証拠に基づき根拠づけることは技術的に困難である。

執行猶予を付される割合も高い。例えば、2015年、福建省漳州市では、環境犯罪で起訴された被告人の83%に当たる94人に執行猶予が付されている²¹⁾。2017年における全国の環境汚染犯罪事件第一審の1313件について分

²⁰⁾ 趙秉志・前掲註(4)79頁。

²¹⁾ 張淑芬・林莉莉「生態環境司法保護的實證探析」『第四屆「生態文明與法治保障」研討學論文集』(2016年)23頁。

析したところ、執行猶予が付されたのは、全体の43.11%に当たる566件であった²²⁾。しかも、執行猶予が付される割合は、地方の刑事司法機関がどのような刑事政策的方針に基づくかによることも明らかとなった。執行猶予を付さず、実刑を科すべきことを内規に定める地方人民法院もないわけではないが、執行猶予が付される割合は一般に高く、処罰に厳格さを欠く結果、刑罰の威嚇効果が十分に発揮されていないように思われる。環境犯罪事件の捜査・訴追にはコストがかかるので、捜査対象とされるのは、実際に行われた犯罪行為のごく一部にとどまる。そのうえ、捜査対象となったとしても、実刑に至る場合が少なければ、環境犯罪について「麻薬密売の収益・売春のコスト」同然と言われるのも理由のないことではない。環境犯罪に対する過度の寛刑化が刑罰の威嚇力を減殺し、環境保護を人民に強く意識させるのを妨げることとなる。有罪判決を受けたとしても、被告人の多数が自己の行為に犯罪が成立しないとの認識から上訴し、あるいは、服役して仮釈放後、原職に復帰しても、再び環境犯罪に関与する例が後を絶たない。

4 不十分な罰金

環境汚染犯罪の罰金には、なお改善の余地がある。環境汚染犯罪の罰金額に上限はないところ、実際に科された罰金は、高額と低額の両極端に分かれる傾向がある。すなわち、低額の罰金が一般的であるが、とくに法人に対する罰金は著しく高額となることがある（「天価」と言われるほど高額²³⁾の民事賠償が命じられることもある²⁴⁾）。裁判所は、判決書で罰金額の

22) 事例数を統計単位とするが、共犯事例の場合には、共犯者の少なくとも一人に執行猶予が付されている限り、執行猶予が付された事例として計上した。

23) 江蘇省泰興市如泰運河・泰州市古馬幹河廢酸偷排事件は、2012年12月、密輸を題材とするメディアの報道が契機となって摘発され、2014年、被告人14人には環境汚染罪で2年から5年までの懲役が言い渡された。2014年8月、泰州環

算定式を示すことはないが、人民が経済的に豊かになった現代社会では、財産を剥奪する罰金は、合理的に運用すれば有効な犯罪抑止手段となる。とくに貪欲型犯罪（経済的利益を追求するタイプの犯罪）の場合、罰金をはじめとする財産刑には、犯罪の防止とコントロールに積極的かつ効果的な役割を果たすことが期待される。なお、環境汚染犯罪では懲役と罰金のみ法定されているところ、実務ではこのほか、禁止命令²⁴⁾などの非刑罰的処分が言い渡されることがあるが、その適用例は少なく、まだ犯罪防止効果を発揮するには至っていない。

個人に科される罰金は一般に少額であり、被告人がそれほど苦痛に感じているわけでないのは、被告人側から上訴される場合の少ないことからもうかがわれる。罰金額は、人民法院の裁量で決定されるが、刑罰は、応報及び教育を目的とする措置であるから、罰金の額もまた、刑事責任の重さを反映したものでなければならず、罰金の額を正しく決定することは、罰金を適切に執行するための重要な前提をなす²⁵⁾。そこで、環境犯罪による損害を科学的統計的方法によって推計することが行われるが、生態系が実際に被る直接的又は間接的な損害は、推計値をはるかに超えると思われる。ひとたび惹起された環境破壊への対応として刑罰を用いるのでは環境改善にとって後手に回っているというほかないのはもとより、環境破壊には予測不可能な側面があって損害が甚大なものとなるおそれがあり、社会発展の時間的・空間的コスト、不可逆的で回復不能な損害に係るコストなど損

ㄨ 環境保護連盟は、江蘇常長農業会社などの化学生産企業6社に対し、環境汚染損害の賠償を求めて、泰州中級人民法院に環境公益訴訟を提起した。賠償請求額は1億6000万元を超え、過去に例をみない最高額であり、通常の民事訴訟や刑事の付属民事訴訟の賠償額をはるかに上回る「天価」である。

24) 「中華人民共和国刑法改正（八）」により、禁止命令と社区矫正が刑法38条に規定された。これらは、保安処分の性質を有する非刑罰的処分である。

25) 樊守祿「中国新刑法罰金刑研究」河北法学第2期（1998年）42頁。

害の回復には多大のコストを強いられる。ところが、個人に対する罰金の額は、せいぜい1万円であり、破壊された環境を回復させるのに要するコストを賄うにも足りない水準でしかない。

三 中国における環境犯罪対策の今後

近年、環境犯罪の領域においては、新しい状況や問題が生起している。危険な廃棄物の輸入・処分がビジネスとして行われているのではないかと疑われている。また、環境汚染自動監視システムのデータを改ざん・偽造したり、監視システム自体を破壊したりする行為への刑事規制について議論されている²⁶⁾。こうした事態に直面して、刑法が機能不全に陥らないようにするには、解釈のみならず立法的にも対応が図られなければならない²⁷⁾。とくに現行の環境汚染罪規定ではその適用範囲に曖昧さが拭えないので、司法解釈により適用範囲を明確にするアプローチが試みられているが、これでは、中国全土における統一的な規制の実現は覚束ないので、環境保護に対する効果はなお、限定的であると言わざるを得ない。

そこで、以下では、人民の環境保護意識の向上、環境保護における刑法の役割強化、適正な処罰を志向した環境犯罪立法、効果的な刑罰制度の整備という4つの解決策を提言したい。

1 人民の環境保護意識の向上

現在、中国人民の環境保護に対する意識は向上しつつあるが、政府はさ

²⁶⁾ 周加海・喻海松「〈關於弁理環境汚染刑事案件適用法律若干問題的解釋〉的理論與適用」人民司法第4期（2017年）24頁。

²⁷⁾ 陳洪兵「〈美麗中国〉目標實現中的刑法短板及其克服」東方法学第5期（2017年）40頁。

らにグリーン法治²⁸⁾ キャンペーンを展開し、法律を手段として人民の意識強化に努めている。それには、多くの人的・物的資源を投入して、人民に対し長期にわたる教育と訓練を施す必要があるが、人民の強固な意識の裏付けを得てはじめて、環境保護が中国においても徐々に人民の間に根を下ろすこととなるであろう。

環境犯罪では、違法な企業活動によって惹起されるという特徴もまた顕著であるが、法人に対する捜査には困難が伴い、環境犯罪を疑われる法人に対する捜査・訴追の状況からは犯罪抑止効果が十分にはたらいっていると認めることはできない。総じて、犯罪に対する事後的反作用としての刑罰には、その抑止力に自ずと限界があり、刑罰法規の定立、モニタリング、執行の各段階に相応の労力を投入する覚悟が必要であるが、ここでも最大の予防効果を引き出す要諦は、人民の間に「環境保護のため行動する」という行動規範が醸成されるよう教育することにある。

2 環境保護における刑法の役割強化

1980年代から1990年代には、新たな法益の保護、犯罪類型の選択、構成要件の行政従属性、環境犯罪に直面した公務員の不作為や監督不行届きの刑事責任などについて激しく論議が交わされたが、生態系破壊がクローズアップされるにつれて、環境犯罪は再び、立法及び司法の焦点とならざるを得なくなった。環境保護を前進させるため刑法にはどのような貢献ができるのであろうか²⁹⁾。学界では現在、生態系破壊の危険性に対処するに当たり、伝統的な法益侵害説に依拠して客観主義的立場に固執するのか、それとも、人民の生活上の要請に応じてその基本的な生活条件を保障すると

²⁸⁾ 国・社会の緑化や生態学的発展を法的に保護することを意味する。

²⁹⁾ 川口浩一「環境刑法総論の基本問題(1)」関西大学法学論集第65巻第4号(2015年)113頁。

いう国の決意を踏まえ、これに沿わない態度の行為無価値性に着目して、国家による介入の早期化を志向した立法を推進するのか、刑法が環境犯罪に臨む基本的スタンスについて論議がなされている最中である。

生態系の保護は、政治、文化、教育、科学技術、衛生などを包摂した社会の全体的発展の前提をなすので、中央政府はもとより地方政府もまた、生態系の保護を実現するため実効性のある施策を樹立する必要がある。すなわち、地方政府は、地域開発の方向と規模について、大気、水域や土壌への影響を考慮して、許容される開発の限界を画定する必要があり、その枠内で実行される開発であってはじめて、地域経済社会の発展は、人口、資源、環境と調和して持続可能なものとなる³⁰⁾。もっとも、環境破壊に刑法で対応しようとする場合、立法段階であれ適用段階であれ、責任主義を厳守する必要があり、しかも、それは、消極的責任の原則、積極的責任の原則、罪刑均衡の原則を内容とするものでなければならない³¹⁾。環境保護を重視する余り、環境犯罪への厳格責任の導入が提唱されることがあるが、厳格責任は刑法の原則として適切でないと思われる。厳格責任によれば犯罪抑止の効率を高めることができるかもしれないけれども、故意・過失の有無を問わず広く処罰するのは、刑法の謙抑性とも相容れないであろう。米国においても「模範刑法典」は、基本的に厳格責任に否定的な態度をとり、また、フィンランド刑法は第48章「環境犯罪」1条（環境侵害）1項において、環境犯罪の成立には行為者の「故意又は重大な過失」を要することを明文で定めている³²⁾。

元来、刑法は、個人的法益、個人的法益と関連性のある社会的法益と国

30) 趙威・劉琦「武漢市政府環境立法的困局與出路」安全與環境工程第4期（2017年）21頁。

31) 余振華『刑法總論』（台灣三民書局，2017年第三版）289頁。

32) 汪維才「汚染環境罪主客觀要件問題研究—以〈中華人民共和國刑法修正案(六)〉為視角」法学雜誌第8期（2011年）71頁。

家的法益の保護をその目的とするが、社会の発展につれて、保護されるべき法益には不断に変化がみられ、個人的法益と必ずしも直接的結び付きをもたない超個人的法益を保護する必要性が増大している。したがって、現代的刑法は、そうした超個人的法益の重要性を踏まえて、人々の基本的生活の質保証に資するものでなければならない。生態系が重大な危機に瀕していることは認識されるようになって久しい。生態学的哲学は、人間以外に帰属する法益に思想的根拠を提供するものであるが、人間も自然の一部であり、自然から独立して生存することができない以上、生態系の危機は人間社会の危機とみなされるべきであり、人間の生活環境の安定と調和を確保するため必要とあれば、個人的法益に還元され尽くせない超個人的法益であっても、その保護をためらってはならない⁶³⁾。すなわち、刑法もまた、人々の生活環境の基本的な安全と社会の長期的で持続可能な発展を確保するべく、生態系に代表される新しい法益の保護に配慮する必要がある。

こうした基本的認識の下、中国の環境刑法のあるべき姿を追求するに当たり、諸外国の、とくに環境犯罪立法の動向を参照しておくのは有益であろう。諸外国の立法形式はおおよそ、個別具体的内容の犯罪類型と概括的内容の犯罪類型の2種に分けられる⁶⁴⁾。前者は、個別具体的な環境要因と特定の危険物質を基本とする詳細な定めを特徴とする。こうした立法形式には、具体的かつ明確で、規制の重点を強調しやすいという利点がある反面、犯罪類型が煩雑となりがちであり、また、包括性に欠けるため規制に間隙を生じるおそれがある。その一例がドイツ刑法であり、第29章「環境を汚染する犯罪」の下に、人に対する危険犯のほか環境に対する危険犯として水域汚染罪（324条）、土壌汚染罪（324a条）、大気汚染罪（325条）、騒音・振動・非電離放射線惹起罪（325a条）、危険廃棄物無許可取扱い罪（326

63) 余振華・前掲註6)89頁。

64) 趙秉志・前掲註(4)79頁。

条), 施設無許可操業罪 (327条), 放射性物質・その他の危険物質・物品無許可取扱い罪 (328条), 要保護地区危殆化罪 (329条), 加重環境罪 (330条), 毒物放出重大危殆化罪 (330 a 条) という10個の犯罪類型を定めている⁶⁵⁾。

中国では, 生態系は刑法上の保護法益と位置付けられるに至っていないが, 環境が一般に, 共通性, 不可逆性, 地域固有財産性及び公平性を有するものであることに鑑みると, 刑罰が国家の厳しい否定的評価の表れであることから, 生態系を侵害する者の処罰は, 環境保護に積極的に取り組む国家の姿勢を明らかにすることとなる点でも意義がある。その際, 環境犯罪が生態系をも保護法益とし, 社会秩序犯罪とは罪質を異にするものであることを明らかにするうえで, 現行刑法第6章で「破壊環境資源保護罪」が「妨害社会管理秩序罪」の下に置かれているのを, 第3章として独立させるのが望ましく, また, そこでは, 環境資源破壊行為の類型化, 具体化に努め, 構成要件の精密化を図る必要がある。

一方, 手続面では「環境資源審判庭」が設置されるなど, 環境犯罪裁判の専門化に着手したことについてはすでに触れたが, これにとどまらず, 因果関係の推定や環境犯罪に特化した捜査手続に関する法令の定めを整備したり司法解釈を公表するなどして, 「有罪必罰」原則を再確認することが求められる⁶⁶⁾。

3 適正な処罰を志向した環境犯罪立法

環境犯罪に関する各国の立法状況には, 立法文化や経済発展段階の違い

65) 林東茂主編『德国刑法翻訳與解析』(五南図書出版公司, 2018年版) 672-691頁。

66) 李梁「環境汚染犯罪の追訴現状及反思」中国地質大学学报(社会科学版)第5期(2018年)34頁。

から、立法モデルから犯罪類型の設定に至るまで、著しい差異がある。すなわち、中国やドイツなどでは、環境犯罪が刑法典上の犯罪とされているのに対し、日本では、「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」が、工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせる行為について故意犯（第2条）及び過失犯（第3条）を処罰することとしているほか、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」等の行政取締法規に行政規制と並んで罰則を設けている。また、ドイツ刑法が「環境を汚染する犯罪」を独立の章とするのに対し、中国刑法が環境資源犯罪を妨害社会管理秩序罪の章下に置いていることは、すでにみたとおりである。

しかし、こうした多様性の反面、およそ次のような傾向を指摘することができよう。すなわち、第一に、先進国では環境犯罪の構成要件は個別具体的かつ詳細である。第二に、生態系を含め環境を法益として重視するほど、法定刑は重くなり、規制対象行為も個別具体的に記述される。第三に、侵害の程度に応じて法定刑に差等を設け、同種の環境侵害行為について加重減軽類型の区別がなされることが多い。第四に、故意犯のほか過失犯をも処罰する場合、両者の間で法定刑に差等が設けられることが多い。

犯罪者に刑罰を科すことが正当化されるのは、そうしてまでも社会全体の利益を確保する必要があるからである⁶⁷⁾。環境犯罪の処罰もまた、社会全体の利益を確保する必要性に基づく措置であるとともに（一般予防）、行為者に対しても必要な措置である（特別予防）。生態系を含む良好な環境が社会の発展と日常生活にとって重要であるとの認識が広まるにつれ、それを法益として保護する必要性も一層高まらざるを得ない。したがって、

67) 亞當・斯密 (Adam Smith) 著・謝宗林訳『道德情操論』(中央編訳出版社, 2008年) 109頁。

こうした環境を侵害する行為を厳罰に処することは、道徳的理由によるか法的理由によるかを問わず、広く支持されることと思われる。そこで、指摘しておかなければならないのは、環境侵害行為が社会の維持に甚大な悪影響をもたらすものであるにもかかわらず、中国刑法の環境汚染罪（338条）の法定刑が長期3年の懲役であるのは軽きに失しているということであり、輸入固形廃棄物不法処分罪の法定刑が長期10年の懲役（339条1項前段）、また、同罪の加重類型では短期10年の有期懲役（同条同項後段）であるのと均衡がとれるよう、環境汚染罪の法定刑は引き上げられるべきであろう。

そもそも中国刑法の環境犯罪には生態系を含め環境という法益に対する配慮が足りず、また、とくに環境汚染犯罪では概括的な犯罪類型が設けられるにとどまり、構成要件に明確性が欠ける事態となっている。環境犯罪立法に際しては刑法の明確性原則を堅持し、環境保護と人権保障をともに実現する必要がある⁸⁸⁾。一方、明確性に欠けるという立法の不備は同時に法執行の障害ともなっているため、これを司法解釈によって補完することが試みられているが、司法解釈はその内容が複雑で、また、随時、改正されるため安定性に欠け、適正な立法による根本的解決が求められる。

4 効果的な刑罰制度の整備

社会の発展に伴い、人々は日常生活の中で様々なリスクに直面することとなるので、実害の予防とともに、リスクの不適切な管理に対する刑事責任追及にも関心が向けられる⁸⁹⁾。そして、法人の活動が益々重要な役割を果たすようになった現代社会では、法人がリスク管理主体として担わざる

88) 李梁「中徳両国汚染環境罪危険犯立法比較研究」法商研究第3期（2016年）167頁。

89) 張道許『風險社会的刑法危機及其対応』（知識産権出版社、2016年）57頁。

を得ない責任にも倍旧の重みがある。環境破壊が法人によるリスクの不適切な管理に起因する場合、それは法人自身による環境犯罪にほかならず、法人犯罪をどのように取り扱うかが中国の刑事司法にとって喫緊の課題となる理由の一端がここにある。中国刑法346条は、環境犯罪の法人処罰について定めるが、これに関して、前記2016年11月の「環境汚染刑事事件に対する法律の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院・最高人民検察院の解釈」11条は、「法人が本解釈に明記されている犯罪を実行する場合、本解釈に定める判決の基準に従い、直接責任者及び他の責任者が有罪として処罰され、そしてその者が属する法人に罰金を科すものとする」としている。もっとも、罰金額の算定に明確な基準があるわけではなく、無制限罰金制度とあいまって、中国の司法機関には広範な裁量権が与えられている。個人に科される罰金額はそれほど高くなく、個人差もあまりない。そのためか、個人が罰金額を不服として上訴するケースもほとんどない。これと対照的に、法人には数万元から数千万元に及ぶ罰金が科され、しかも、本質的に同じ環境侵害行為によって、また、同程度の損害をもたらしているにもかかわらず、罰金額には著しい開きがある。犯罪行為による環境負荷を数値化し、これを基礎に罰金額を算定するなど、法人に対する罰金を適正化する必要がある所以である。

環境犯罪は法人の関与することが多い利欲型犯罪であるため、また、結果が軽微な環境犯罪をカバーする刑罰として、諸外国の環境犯罪立法では罰金が重視され、主刑として法定刑に加えられることが少なくない。例えば、日本の「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」2条及び3条⁴⁰⁾、ドイツ刑法324条・329条及び330 a条⁴¹⁾、ロシア刑法247条及び250条⁴²⁾、

(40) 趙秉志・王秀梅・杜澎『環境犯罪比較研究』（法律出版社、2004年）290頁。

(41) 林東茂・前掲註33672-691頁。

(42) 黃道秀訳『俄羅斯連邦刑法典』（北京大学出版社、2008年）128-130頁。

ルーマニア刑法397条及び398条⁴³⁾などであるが、もとより重大な結果をもたらす犯罪類型には自由刑のみ予定され、また、資格剥奪等の措置も併用されている⁴⁴⁾。

中国において、社区矫正、禁止命令等の非刑罰的処分と刑罰との組合せは、未だ試行段階にある。中国刑法で主刑は、死刑、無期懲役、有期懲役、管制⁴⁵⁾、刑事拘留であり、罰金、政治的権利の剥奪、沒収は付加刑であるが、人民の日常生活が経済的に豊かになるなか、財産刑の適切な配置は重要な課題である。2018年10月26日施行の「認罪認罰」(司法取引)と組み合わせ、個々の犯罪者の具体的状況に応じた「短期自由刑の易科罰金」(短期自由刑を罰金で代替する)など、刑罰の執行を一層、効果的なものとする工夫が求められる。

環境汚染犯罪事件では95%以上で罰金が科されているが、個人に対する罰金額は一般に低く、環境汚染犯罪の発生率は高止まりしている。そうしたなか、汚染者に汚染防止義務を履行させて、不法な環境汚染を是正するため、「環境保護法」改正により、「環境保護主管部門按日連続処罰辦法」が設けられた(59条)。汚染物質を排出した者が罰金を科されるとともに是正措置を命令されたにもかかわらず、これに従わない場合、行政機関が毎日連続して行政上の金銭罰を科する制度であるが、伝統的な規制行政の枠組みに従ったものであって、サンクションだけを問題とするにとどまり、

(43) 王秀梅・邱陵訳《羅馬尼亞刑法典》(中国人民公安大学出版社、2007年)118-119頁。

(44) 趙秉志・前掲註(4)117-118頁。

(45) 中国刑法33条に定める主刑の一であり、その期間は3月以上2年以下で、情状により、犯罪者が管制的執行期間に特定の活動に従事すること、特定の地域や場所に入ること、特定の人々に接触することを禁止することができる。管制を言い渡された犯罪者は社区矫正を実施され、禁止命令に違反した場合、警察機関が「中華人民共和國治安管理処罰法」に基づき処罰する。

継続的な環境保全措置をとらせる要件及び手続を欠くなど改善の余地はあるものの、中国における刑罰制度改良に先鞭を着けるものであることは高く評価されてよい。

中国において環境犯罪として摘発される事件には軽微なものが多く、犯罪者が深く反省して積極的に損害を賠償する場合、執行猶予の付されることが多い。諸外国には、「短期自由刑の易科罰金」のほか、「罰金の易服労働」（労役をもって罰金に代える）、執行猶予に伴う付属処分の言渡しなど、柔軟で多様な刑罰制度があるところ、中国でも福建省検察院は、警察機関及び人民法院と共同で、執行猶予を付された環境犯罪の犯罪者に「生態系修復命令」を発出するようになったが、この命令を確実に履行させる方法の研究もまた一つの課題である。

四 おわりに

環境保護が国家統治の関心事となるのは、現代的発展段階に至った国家と社会にとって必然的な帰結である。ただ、刑罰による犯罪抑止効果には自ずと限界があり、また、刑法の謙抑性から最後の手段である刑罰には、これによって対処すべき法益侵害行為発生からの遅れが避けられない。環境侵害の根絶には、社会の管理を強化して環境犯罪を系統的に規制する必要があるが、その際、社会全体の環境保護意識を向上させるという視点は欠かせず、人民への啓蒙が今後、環境犯罪の予防・抑制のための重要な方策となるであろう。

絶え間なく変化する社会情勢に直面して、生態系をはじめとする新しい法益の保護には、刑事立法と刑事司法が適時に対応することが求められる。現代の刑罰理論では、刑罰の目的は単に応報ではなく、犯罪を防止し犯罪者を矯正することにあると考えられているが、刑罰が緩和される傾向の下、

立法本来の意図を実現するには、非刑罰的処分の活用も検討されなければならず、中国の制裁体系には、さらに大幅な改善が求められることとなる。刑罰執行の効果は、立法目的の実現を測定する重要な指標であり、一方、刑罰の適正な配置を実現するには、科学的合理的な制裁体系の構築がその基礎をなすことを忘れてはならない。